

平成30年度事業計画

実施項目	実施内容	備考
1 暴力団追放のための広報啓蒙活動		定款第4条 1号
(1) 暴力団排除気運の醸成活動	<p>ア 広報啓発資料の作成・配布</p> <p>(ア) 暴排ポスター、県民会議広報紙「ぼうつい」、暴排パンフレット、12項目不当要求対応要領チラシ、ステッカー、広報啓発グッズ、県民会議手帳、資料等の作成及び会員等への配布</p> <p>(イ) 全国暴力団追放運動推進センター発行資料等の配付</p> <p>イ 広域な広報活動の展開</p> <p>(ア) 県警、自治体、賛助団体等に対する暴排広報活動の協力、広報資料の提供及び広報誌への掲載依頼</p> <p>(イ) 官民主催の各種イベントへ参加による配付グッズを活用した積極的な広報啓発活動の実施</p>	
(2) 県民会議賛助会員の加入促進	<p>県民会議の活動目的に賛同し、事業活動推進を援助する意思のある個人、事業所及び団体に対する賛助会員への加入促進</p>	
(3) 暴力団追放標語等の募集	<p>小・中学生、高校生及び一般から暴力団追放標語・ポスター募集と広報活動への活用（全国暴力団追放運動推進センター、県防犯協会との共同募集）</p>	
2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援		定款第4条 2号
(1) 暴力団排除活動組織への支援活動	<p>ア 地域住民、関係行政機関等との連携による暴力団事務所撤去活動、その他暴力団排除のための地域活動の推進支援</p> <p>イ 職域各対策部会及び分科会の活動支援</p>	

	<p>ウ 市町村、地域、企業、団体等による暴力団追放のための集会、講演会、研修会等の開催、暴排協議会設立促進と支援及び講師派遣</p> <p>エ 千葉県商店会連合会傘下の各地域商店会暴力団排除宣言式への支援</p> <p>オ 資料作成と広報啓発グッズの配布</p>	
(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習	<p>ア 暴力団員による不当要求行為の被害を防止するための「事業所不当要求防止責任者」制度の促進</p> <p>イ 事業所責任者講習（選任時・定期・臨時講習）の実施</p> <p>ウ 講習資料の作成・配布</p>	定款第4条7号
(3) 不当要求情報管理機関援助	<p>ア 不当要求情報管理機関の設置促進及び同機関からの情報収集</p> <p>イ 県民会議事務局との連携強化</p> <p>ウ 資料の作成・配布</p>	定款第4条8号
3 暴力団に関する相談活動		定款第4条3号
(1) 暴力団による不法な行為に関する相談活動	<p>ア 県民会議、自治体、賛助団体等の広報誌(紙)活用と街頭広報活動による周知活動の実施</p> <p>イ 相談委員による指導・助言、警察・他機関への通報、弁護士の紹介等適切な対応の実施</p> <p>ウ 県警、弁護士会、県民会議の三者による「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」に基づく暴力団による被害の予防、救済</p> <p>エ 移動暴力相談所の開設 県内8地域振興事務所にて実施</p> <p>オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底</p> <p>(ア) 相談事業と個人情報の保護に関する規定の厳格な運用と情報提供要領の確実な遵守</p> <p>(イ) 全国暴力追放運動推進センターと連携した情報管理</p>	

	(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修	ア 非常勤の暴力追放相談委員として弁護士、保護司、少年指導委員及び相談業務の知識経験も豊富な警察職員経歴者の委嘱 イ 定期的な研修会、連絡会の実施	
4	少年に対する暴力団の影響排除活動		定款第4条4号・10号
	(1) 少年に対する暴力団の影響排除の強化	ア 暴力団の実態と、少年に対する暴力団の影響力に関する広報活動実施 イ 少年関係機関、団体、学校、雇用主との連携及び指導の実施	
	(2) 少年指導委員の活動への支援	ア 少年指導委員（風俗営業等適正化法第38条）に対する研修の実施 イ 少年指導委員による相談活動支援 ウ 資料の作成・配布	
5	暴力団員の社会復帰対策活動		定款第4条5号
	(1) 暴力団離脱希望者の援助活動	ア 暴力団からの離脱促進及び暴力団離脱希望者に対する積極的な対応 イ 関係機関、団体と協力した受入事業所の確保と離脱希望者の就労活動支援 ウ 広域連携協定（福岡県が幹事となる暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定）加入の都道府県と連携した就労活動支援	
	(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実	ア 暴力団社会復帰対策協議会の効果的な運用 イ 関係行政機関及び事業所との連携強化 ウ 広域連携協定（暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定）への加入と連携活動の強化	
	(3) 離脱者受入事業所開拓と確保	暴力団離脱者の就労受入事業所の開拓確保と雇用給付金制度の効果的活用	
6	指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進		定款第4条6号
	(1) 周知活動の推	ア 県民会議、関係機関、協力団体等	

進	の広報誌(紙)を活用した広報活動 イ 講習、研修会、暴排協議会等における代理訴訟制度導入に関する説明	
(2) 適正受託手続	ア 千葉県民事介入暴力対策協議会、千葉県暴力団排除推進会議及び県内各自治体設置の暴力団排除対策協議会との連携 イ 検討委員会における専門的な検討 ウ 理事会の決議、委任契約、受託契約等、受託に必要な諸手続きの励行及び正確な事務処理 エ 差止請求関係業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底	
(3) 受託後対応	ア 委託を受けた権限の適正な行使 イ 委託者等に対する適宜、適切な業務処理状況等の報告 ウ 委託者等に対する支援、助言	
7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動		定款第4条9号
(1) 被害者の保護活動	警察官による保護措置依頼等、適宜、適切な警察との連携	
(2) 被害者の救済活動	ア 暴力団員による暴力行為の被害者に対する見舞金支給 イ 暴力団被害者等に対する民事訴訟費用等の無利子貸付	
8 暴力団排除対策のための調査研究活動		定款第4条11号
(1) 暴力団に関する情報収集	ア 公刊資料からの暴力団情報の収集及び資料化 イ 賛助会員、事業所不当要求防止責任者等からの暴力団情報の収集 ウ 関係機関との連携	
(2) 暴力団活動の実態調査	暴排組織支援活動、相談活動、講習、研修会等、あらゆる機会を通じた情報収集・分析	
(3) 暴力団に関する情報提供	暴力団排除に必要な情報の提供	